

本稿は、「秋季年末闘争 11・11 中央行動」における自治労連総務省前独自行動での情勢報告を掲載したものです。

すべての非正規公務員の処遇改善を 総務省に署名 41,500 筆を提出

自治労連書記長
石川敏明

自治体では、公務員の総定数削減方針のもとで、非正規公務員が年々増加しました。

2020年4月時点で警察や消防、教員を除く職員数は正規職員93万人、非正規職員は69万人です。正規1人に対して非正規0.7人の割合です。職員の半分以上が非正規という自治体もあります。学童クラブなど正規が一人もいないという職場もありますし、消費生活相談員、児童相談所の相談員などは非正規が主流と言っていい状態です。

会計年度任用職員制度開始から2年半 賃金引き下げなど処遇の改悪が全国で多発

非正規職員は処遇が低く、2016年4月時点の一般事務職員で、正規の平均年収約645万円に対し、特別職非常勤は約207万円、臨時職員が約162万円という低さ、正規の3分の1から4分の1でした。会計年度任用職員制度は、そもそも非正規の処遇改善を目的としたものでした。

しかし、蓋を開けてみれば逆に改悪が全国で多発しました。その原因は、国が処遇改善のための財源措置を提示しなかったことにあります。

勤務時間をフルタイムより15分短くし、

パートタイムとした自治体が1,144団体もあります。フルタイムは、退職手当や共済年金加入が発生するので、当局はフルタイム任用を避けたいのです。

また、賃金が下げられました。給料額の設定を、総務省のマニュアルに沿って1級1号とし、月額を大幅に下げた自治体が多数あります。総務省調査でも、23.8%の団体が制度改正前より給料水準が下がった職種があると回答しています。

期末手当を支給する代わりに給料月額を下げた自治体も多々あります。当局は、年収は変わらないと説明しますが、手取り15万円の人が2万~4万円下げられたら、生活していけないということは誰でもわかります。

ある区役所では、2020年3月以前の非常勤の給料月額には、実は期末手当と勤勉手当相当分が含まれていたから、4月からは勤勉手当相当分が支給できなくなるとして給料月額を下げました。

今年も一時金引き下げが勧告されました。昨年の秋季年末闘争では、各単組の奮闘で、会計年度は対象外とする、また引下げは今年の4月からとするなど、正規とは違う到達点を築きました。今年の秋季年末闘争も、会計

年度の一時金に手を付けさせないことが課題です。習志野市職労では、会計年度について「今年度は引下げを実施しない」との回答を得ています。

勧告では、引上げは勤勉手当、引下げは期末手当なので、勤勉手当のない会計年度は、一時金 downloader はしても上がりはしないということになり、勤勉手当を支給させることが課題です。自治労連は国の非常勤職員と同様の期末・勤勉手当支給を要求しています。

10月15日に行った総務省交渉では、総務省は勤勉手当支給について「自治体の期末手当の定着状況や国の勤勉手当の状況を中止しながら検討する課題」と述べましたので、「もはや注視している場合ではない」と指摘しました。

任用や勤務条件の適正化など

人事委員会の意見を処遇改善の闘いに

今年、いくつかの人事委員会勧告で、会計年度の処遇について意見の中で言及していません。

最も多いのが育児休暇等について、国の法改正に準じた対応、休暇等について、国の非常勤との均衡をふまえる、としています。滋賀では、妊娠・出産・育児と仕事の両立支援は常勤職員と同様に配慮されるべき、と言及しました。また、石川や福井、長野などで任用や勤務条件の適正化に言及しています。広島県人事委員会は、勤勉手当が支給されていないことを考慮して、常勤職員の特別給の改定率をもとに支給月数を定めることが適当、としています。処遇改善のたたかいは、これら人事委員会の意見を効果的に使うことが有効です。

単組では会計年度任用職員の処遇改善を要

求しています。北九州市職労では、不妊治療の有給休暇の検討、妊娠・出産・育児に係る休暇を特別休暇として新設を検討するとの回答を引き出しました。周南市職労では一時金の支給月数を正規と同月数に引き上げ、その他、三浦市職で来年度から夏給付与、横浜市従でがん検診の正規同様の制度化などを実現しています。

再度の任用について更新限度が設定され、3年や5年で公募という自治体が多数あります。雇用の機会の公平性を理由に、更新限度で雇い止めとする自治体もあります。

今年3月末に雇い止めが多数発生しました。妊娠を職場に報告したら雇い止めされたとか、労災認定を受けて療養中に雇い止めとか、恣意的であろう事例もあります。「任期満了」を口実とした雇い止めをさせないたたかいが重要です。

自治労連は、「すべての非正規公務員の処遇改善」を目的とした署名にとりくみ、本日総務省宛に41,500筆を提出します。

要求項目は、

- ① 期末・勤勉手当の支給
 - ② 病気休暇など特別休暇の有給化
 - ③ 雇い止め、更新回数限度の撤廃
- です。

自治体に働く非正規職員の処遇改善めざして、引き続き奮闘する決意を申し上げて、情勢報告といたします。